

臨時部会の設置について

■ 1 設置理由

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」について

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、家庭養育優先の原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が位置づけられた。
- 策定主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市。
- 令和2～6年度、令和7～11年度の各期に区分して策定することとされている。
- 現行計画を策定している児童相談所設置区は世田谷区のみであるが、令和7年度からの次期計画については、各児童相談所設置区に策定が求められる。

(2) 区内への児童養護施設等の誘致検討について

- 児童相談所設置決定後、区内への児童養護施設等の誘致についての検討を進めてきた。
- 社会的養育推進計画の策定にあたり、区としての社会的養育のあり方を整理し、国や東京都の動向とも調整を図りつつ、あるべき姿を明らかにする必要がある。

■ 2 スケジュール

- | | |
|--------|-----------------------|
| 令和6年1月 | 諮問（児童福祉審議会本委員会） |
| ～3月 | 委員選任（児童福祉審議会委員長による指名） |
| 4月～ | 部会開催（隔月程度を想定） |
| 10月 | 計画案取りまとめ |
| 11月 | パブリックコメント実施 |
| 令和7年1月 | 答申（児童福祉審議会本委員会） |

■ 3 委員について

- ・委員は5名程度を想定（学識経験者、弁護士、施設関係者等）
- ・児童福祉審議会委員長はオブザーバーとして参加